

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

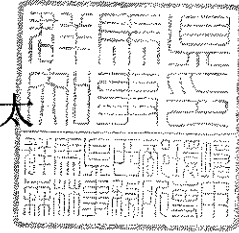
氏 名 株式会社リフレックス

代表取締役 本田雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和 2年 9月30日

許可の有効期限 令和 7年 9月29日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、⑤特) 廃PCB等、⑥特) PCB汚染物、⑦特) PCB処理物、⑧特) 廃石綿等、⑨特) 燃え殻、⑩特) 汚泥、⑪特) 廃油、⑫特) 廃酸、⑬特) 廃アルカリ、⑭特) 鉍さい、⑮特) ばいじん（以上15種類）

※⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

※処理できる廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物については、低濃度のものに限る。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成17年 9月30日 新規許可

平成22年 9月30日 更新許可

平成24年10月16日 変更許可

平成27年 9月30日 更新許可

令和 2年 9月30日 更新許可

令和 3年10月20日 変更許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		-		-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
有機燐化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロタン		○	○	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
チウラム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
1,4-ジオキサン		-	-	-	-		-	
ダイオキシン類	◎	-		-	-		○	-